

携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会 開催要綱

1 目的

携帯電話は、国民の利便性の向上、安心・安全の確保等の観点から、国民生活に必要な不可欠なサービスとなっているが、地理的条件や事業採算性の問題により利用できない地域が存在している。

このため、総務省では、人が居住しているエリアやトンネルなどの電波遮へいエリアを中心に、携帯電話の不感対策に取り組んでいるが、昨今は、地域の観光振興や災害時の通信環境の確保などの観点から、人が居住していないエリアであっても、携帯電話の利用に対するニーズが高まっているところ。

このような携帯電話の利用ニーズの一層の高まりを受け、携帯電話の不感対策について新たな方針を明確化することを目的として本研究会を開催する。

2 名称

本研究会の名称は、「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」とする。

3 主な検討事項

- (1) 不感エリアにおける基地局整備の現状と課題
- (2) 地理的に条件不利な地域における不感エリア解消に関する方針
 - ① 居住エリア
 - ② 非居住エリア
- (3) 電波遮へいエリアにおける不感エリア解消に関する方針

4 構成及び運営

- (1) 本研究会は、総合通信基盤局長の研究会として開催する。
- (2) 本研究会の構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 本研究会には座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、本研究会構成員の互選によって定めることとし、座長代理は、座長が指名する。
- (5) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、必要に応じて、本研究会の下にワーキンググループ等を開催することができる。
- (7) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (8) 本研究会は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (9) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本研究会は原則公開とする。ただし、本研究会の開催に際し、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。
- (2) 議事要旨及び資料については、原則、一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開することとする。ただし、資料の公開に際し、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課が行う。

携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会 構成員名簿

(敬称略、五十音順)

いりょう 井料	おおみ 青海	東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 経営企画部 次長
うちだ 内田	よしあき 義昭	KDDI株式会社 代表取締役執行役員副社長
くすみ 久住	たかあき 孝明	公益社団法人移動通信基盤整備協会 事務局長
さくらい 櫻井	たいすけ 泰典	福島県 企画調整部 部長
しらみず 白水	のぶひで 伸英	岩手県 政策地域部 部長
たかだ 高田	じゅんいち 潤一	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
たき 滝	ようすけ 陽介	富山県 経営管理部 部長
たじま 田嶋	ひさつぐ 久嗣	和歌山県 企画部 部長
たむら 田村	ほづみ 穂積	株式会社NTTドコモ 取締役常務執行役員 ネットワーク本部 本部長
のだ 野田	まこと 真	ソフトバンク株式会社 テクノロジーユニット モバイル技術統括 モバイルネットワーク本部 本部長
はが 芳賀	よしひろ 善浩	北海道旅客鉄道株式会社 総合企画本部 経営企画部 専任部長
やまうち 山内	ひろたか 弘隆	一橋大学大学院 経営管理研究科 教授
よしむら 吉村	たつや 達哉	楽天モバイルネットワーク株式会社 渉外部 部長
わで 和出	あきら 彰	木曾町役場 三岳支所 支所長

(注) 必要に応じて、その他の関係省庁、団体等に参加を要請することがある。